

軽費老人ホームの収入認定の手引き

令和6年10月1日

川口市福祉部介護保険課

この手引きは、平成18年1月24日老発第0124004号厚生労働省老健局長通知「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」及び平成18年1月24日老計発第0124001号厚生労働省老健局計画課長通知「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」に準拠して、軽費老人ホームにおける収入認定の実施方法をまとめたものです。

手引きの内容を十分に理解し、適切な収入認定を実施してください。

★はじめに・・・

軽費老人ホームは、入居時及び毎年1回、全入所者の収入認定を行い、収入階層を決定し、それに応じてサービスの提供に要する費用の本人徴収額を決めるとともに、サービスの提供に要する費用補助金の申請を行う必要があります。

収入認定にあたっては、特に下記の点に注意してください。

①全ての入所者について「毎年」収入認定を実施し、前年の収入・必要経費に応じて収入階層を決定すること。（認定事務は、入所時だけではありません。）

②収入認定にあたっては下記の国通知に従って収入・必要経費を認定する。

＊平成18年1月24日老発第0124004号厚生労働省老健局長通知

「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（以下国通知①とします。）

1 「対象収入」について

＊平成18年1月24日老計発第0124001号厚生労働省老健局計画課長通知

「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」（以下国通知②）

第2の1の（1） 「前年」の対象収入の取扱い

第2の1の（3） 収入として認定するものの取扱い

第2の1の（4） 必要経費の取扱い

③収入・必要経費の金額を証明する書類（またはその写し）を提出させ保存する。

証明書類がない必要経費は認定できません。

また、従前は、収入の証明について、市町村長の発行する所得証明書（又は課税証明書）は必須ではありませんでしたが、適正な収入認定のため、平成24年度より、全員の所得証明書（又は課税証明書）の取得を必須としています。

★ 収入認定の時期

費用階層は前年の収入及び必要経費で決定しますが、市町村長の発行する前年の所得証明書が概ね6月頃にならないと発行されないため、1月～6月までの費用階層は前々年の収入及び必要経費で決定します。

(国通知② 第2の1 (1) 「前年」の対象収入の取扱い 参照)

前年の収入及び必要経費については、6月中に確認し、7月から階層を変更してください。

【例】

令和6年度中の費用階層区分について

令和6年4月～6月分の費用徴収階層

→令和4年1月～12月までの収入・必要経費により決定。

令和6年7月～令和7年3月分までの費用徴収階層

→令和5年1月～12月までの収入・必要経費により決定。

★ 収入認定の手順

- ① 入所者へ収入申告書、所得証明書、その他領収書など収入・必要経費の金額を証明する必要書類の提出を依頼する。
- ② 施設は提出された申告書と所得証明書、その他領収書など収入・必要経費の金額を証明する必要書類の内容を審査し、必要に応じて補正する。
- ③ 施設は収入・必要経費を算出し、階層決定する。
階層決定にあたっては、入所者へ十分な説明を行う。
- ④ 入所者へ収入認定通知書を渡す。

★ 収入認定に必要なその他書類の例

○年金、恩給等…支払通知書、振込通知書、生活保護決定通知、振込金融機関の通帳、源泉徴収票の写し等 (内訳が確認できるもの)

○財産収入、利子・配当収入、その他の収入…確定申告書、課税証明書等の写し等

○租税…各種納税通知書の領収書、納税証明書の写し等

○社会保険料又はこれに準ずるもの…決定通知書、領収書等

○医療費…領収書等 (保険金等で補填される場合はそれを証明できるもの)

○介護サービス料…領収書、通帳の写し等

○その他…領収書の写し等。無い場合は、事実関係が確認できるもの

(参考 1 / 記入例)

令和 6 年 6 月 1 0 日

収入認定申告書

軽費老人ホーム川口苑 施設長 様

507号室 川口 花子 印

令和 5 年 1 月～ 1 2 月の収入について下記のとおり申告します。
記

収 入	国民年金 老齢基礎年金	円
	国民年金 遺族基礎年金	円
	国民年金 国民年金基金	円
	厚生年金 老齢厚生年金	円
	厚生年金 遺族厚生年金	円
	厚生年金 厚生年金基金	円
	共済年金 退職共済年金	円
	共済年金 遺族共済年金	円
	戦没者遺族年金	円
	恩給	円
	()	円
	()	円
収入合計 (①)		円
必要経費	所得税	円
	市町村民税・県民税	円
	国民健康保険税	円
	介護保険料	円
	医療費	円
	介護サービス利用料 (自己負担分)	円
	()	円
	()	円
必要経費合計 (②)		円
対象収入 (①－②)		円
費用徴収区分 本人からの徴収月額		階層 円

令和6年6月30日

507号室 川口 花子 様

軽費老人ホーム川口苑施設長 川口太郎 印

収入認定通知書

あなたの令和 5 年の収入について本書のとおり認定し、収入階層を○、サービスの提供に要する費用月額を〇〇〇〇円と決定します。なお、この収入階層は令和 6 年 7 月から適用します。

(参考2／記入例)

令和6年6月30日

収入認定通知書

507号室 川口 花子 様

軽費老人ホーム川口苑 施設長 川口太郎 印

あなたの令和5年の収入について本書のとおり認定し、収入階層を○、サービスの提供に要する費用月額を〇〇〇〇円と決定します。なお、この収入階層は令和6年7月から適用します。

記

収入	国民年金 老齢基礎年金	円
	国民年金 遺族基礎年金	円
	国民年金 国民年金基金	円
	厚生年金 老齢厚生年金	円
	厚生年金 遺族厚生年金	円
	厚生年金 厚生年金基金	円
	共済年金 退職共済年金	円
	共済年金 遺族共済年金	円
	戦没者遺族年金	円
	恩給	円
	()	円
	()	円
収入合計 (①)		円
必要経費	所得税	円
	市町村民税・県民税	円
	国民健康保険税	円
	介護保険料	円
	医療費	円
	介護サービス利用料 (自己負担分)	円
	()	円
	()	円
必要経費合計 (②)		円
対象収入 (①－②)		円
費用徴収区分		階層
本人からの徴収月額		円

収入認定確認書

軽費老人ホーム川口苑施設長 様

上記の内容について、確かに確認しました。

令和6年6月30日 507号室 川口 花子 印

★収入の認定

(1) 収入として認定するもの

ア 年金、恩給等の収入

年金、恩給その他これに類する定期的に支給される金銭については、その実際の受給額を収入として認定すること。

(ア) 公的給付であるか私的給付であるかを問わず、定期的に支給される金銭については「収入として認定しないもの」を除きすべて収入として認定します。

例) 国民(老齢)年金、厚生(老齢)年金、退職共済年金(公務員共済組合等)、労働者災害補償保険(休業補償給付、障害補償年金等)、企業退職年金、私的終身年金保険、雇用保険(失業給付の基本手当)、厚生年金基金、傷病手当金、遺族年金、障害年金、恩給、給与所得等

(イ) 給与所得については、給与所得控除後の金額を収入として認定します。

(ウ) 収入とすべき時期は、その年金、恩給等の支給の基礎となる法令、契約、規程等により定められた支給日となります。

なお、さかのぼって受給権が生じ、1年分を超える額を一度に受給した場合は、1年分(前年の支給相当額)のみを収入として認定します。

(エ) 外貨により支払われる年金等の邦貨換算は、所得税における取扱いに準じて、原則として支給日の相場により行います。

※注意点

- ・年金・恩給等の収入を所得証明書(又は課税証明書)で確認する場合は、「年金収入」の金額で認定します。(公的年金等控除額を差し引いた後の「雑所得」ではありません。)
- ・遺族年金、障害年金は非課税となり、所得証明書(又は課税証明書)に反映されないため、振込通知書や振込金融機関の通帳の写し等で受給の有無について十分に確認してください。
- ・給与所得は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄、又は確定申告書の「所得金額」欄で認定します。 (「支払金額」又は「収入金額」ではありません。)

イ 財産収入

土地、家屋、機械器具等を他に利用させて得られる地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入については、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。

※注意点

- ・「収入金額」ではありません。確定申告をしていない場合、所得証明書（又は課税証明書）では0円となるため、収入を証明するものから収入額を認定します。必要経費が分かるのであれば、それを除いた金額を認定します。

ウ 利子・配当収入

公社債の利子、預貯金の利子、法人から受ける利益の配当等の収入については、確定申告をした場合に限り、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。

※注意点

- ・利子・配当収入が「源泉分離課税」の対象となっている場合、確定申告が不要のため、「課税標準として把握された所得の金額」としての取扱いを受けません。
よって、利子・配当収入については確定申告書又は所得証明書（又は課税証明書）に記載があるものに限り、収入として認定します。

エ その他の収入

不動産、動産の処分などによるその他の収入（軽費老人ホーム入居前の臨時的な収入は除く。）については、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。

(ア) その他の収入には、譲渡所得、山林所得、一時所得（生命保険契約に基づく一時金、満期返戻金等）、雑所得（年金恩給等を除く）等が該当しますが、この場合の「課税標準として把握された所得の金額」とは、所得税法第22条第1項に規定する総所得金額、山林所得金額のうちこれらの所得に係るものをいいます。

なお、分離課税される譲渡所得については、租税特別措置法に規定する長期譲渡所得の金額又は短期譲渡所得の金額をいいます。

(イ) 相続、遺贈又は個人からの贈与による所得については、相続税又は贈与税の課税価格を収入として認定します。

※注意点

- ・ 租税特別措置法に規定する居住用財産（マイホーム）を譲渡した場合で、確定申告をして特別控除の特例を受けた場合は、特別控除額を控除して計算した金額を収入として認定します。

（２） 収入として認定しないもの

- ・ 臨時的な見舞金、仕送り等による収入（入居前の※退職金も収入として認定しません。）
- ・ 地方公共団体又はその長、社会事業団体その他から恵与された慈善的性質を有する金銭
- ・ 原子爆弾被爆者に対する特別手当のうち、生活保護基準の放射線障害者加算に相当する額
- ・ 公害に係る健康被害の補償金、損害賠償金で、公害健康被害補償法の補償給付に相当するもののうち、生活保護法で収入として認定しないものとして定める額に相当する額
- ・ 特別児童扶養手当等、軽費老人ホームに入所することにより支給されないこととなる金銭
- ・ 児童手当法により支給される児童手当等、入所者の生活費以外の用途に充てることとされている金銭
- ・ 軽費老人ホームにおける生きがい活動に伴って副次的に得られる収入
- ・ その他生活保護法において収入として認定しないこととされている収入等社会通念収入として認定することが適当でないと判断される金銭

※ 中小企業退職金共済法第１２条第１項（退職金の分割支給等）に規定する分割払いの方法により支給される同条第２項に規定する分割退職金のうち、入居後に支給されるものも収入として認定しません。

(3) 必要経費

ア 租税

所得税、住民税、相続税、贈与税の租税。

(ただし、固定資産税、都市計画税、不動産取得税は除きます。)

その他の租税については、施設長が特別の事情があると認めたもの。

イ 社会保険料又はそれに準ずるもの

(ア) 社会保険料(所得税法第74条第2項に規定するもの)

○内訳(所得税法第74条第2項抜粋)

- ・ 健康保険法の規定により被保険者として負担する健康保険の保険料
- ・ 国民健康保険法の規定による国民健康保険の保険料又は地方税法の規定による国民健康保険税
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料
- ・ 介護保険法の規定による介護保険の保険料
- ・ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により雇用保険の被保険者として負担する労働保険料
- ・ 国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金
- ・ 独立行政法人農業者年金基金法の規定により被保険者として負担する農業者年金の保険料
- ・ 厚生年金保険法の規定により被保険者として負担する厚生年金保険の保険料及び厚生年金基金の加入員として負担する掛金
- ・ 船員保険法の規定により被保険者として負担する船員保険の保険料
- ・ 国家公務員共済組合法の規定による掛金
- ・ 地方公務員等共済組合法の規定による掛金(特別掛金を含む。)
- ・ 私立学校教職員共済法の規定により加入者として負担する掛金
- ・ 恩給法第59条の規定による納金

(イ) 社会保険料に準ずるもの

- ・ 所得税法において小規模企業共済等掛金控除として、控除が認められる心身障害者扶養共済制度の掛金

ウ 医療費

前年中に支払った医療費(医療費の範囲は、所得税法において医療費控除の対象となる医療費の範囲に準じて取り扱います。)から保険金等で補填される金額を除いたもの。

(ア) 医療費は、支払った医療費の総額から、保険金で補填される金額を控除した額の全額について認めるものであり、所得税法の取扱いとは異なり、控除限度額はありません。

(イ) 医療費の額の算定にあたって、医療費を補填する保険金等の額が確定していない場合には、当該保険金等の見込額に基づいて行うものとします。

この場合において、当該保険金等の見込額が当該確定額と異なったときは、その判明した日の属する月の翌日初日をもって変更決定を行います。

(ウ) 高額な医療費の場合は、還付金の有無についても確認してください。

(エ) 医療費控除の対象範囲は主に次のとおりです。

① 医師・歯科医師による診療費または治療費

なお、健康診断のための人間ドックの費用やインフルエンザ等の予防接種の費用、医師等に対する謝礼金は対象となりません。

② 治療または療養に必要な医薬品購入費

風邪をひいた場合の風邪薬などの購入代金は対象となりますが、ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品の購入代金は対象外です。

また、解毒剤・胃薬等、通常備えている医薬品についても対象外です。

③ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術の対価

ただし、疲れを癒やしたり、体調を整えたりといった治療に直接関係のないものは含まれません。

④ 保健師、看護師、准看護師及び付添人に支払った療養上の世話の費用

家政婦等に付添いを頼んだ場合の食事代・寝具代・家政婦の紹介手数料等（~~交通費~~は除きます。）の対価は対象となりますが、特別の心付けなどは除かれます。

また、家族や親類縁者に付添いを頼んで付添料の名目でお金を支払った場合も対象外となります。

⑤ 医師等による診療を受けるための通院費（公共交通機関が利用できる場合のタクシー代、自家用車で通院する場合のガソリン代・駐車代は含まれません。）、医師等送迎費、入院の際の部屋代、差額ベッド代（自己都合により発生した場合は対象外です。）、入院の際の食事代（病院で支給される食事に限ります。）、コルセット等の医療器具の購入費やその賃借料で通常必要なもの。

なお、基準看護を採用している病院等、看護診療報酬請求が可能な場合の付添費用は対象外です。

⑥ 医師等による診療や治療を受けるために必要な、義手、義足、松葉杖、義歯などの購入費

- ⑦ 保険適用外の点滴針・点滴管等、点滴に要する材料費、縫合針・縫合糸等に要する材料費
- ⑧ 歯科治療に要した金歯や薬局で購入した保険適用外の目薬等（治療を目的として購入した市販薬の対価は対象となります。）
- ⑨ 診断書料は対象となりません。ただし他法活用のため必要なものを除きます。
- ⑩ 白内障手術後の治療材料として必要な眼鏡の購入費（治療を受けるために直接必要としない、近視や遠視のための眼鏡等の購入費用は対象外です。）
- ⑪ 医療等による診療等を受ける過程で必要とされる補聴器の購入費用（単に耳が遠くなったために購入した補聴器は不可です。）
- ⑫ ①～⑪までの必要経費として認める医療費にかかる消費税
- ⑬ 容器代、洗濯料、光熱費等雑費、おむつ代、テレビ貸出料、体温計等病院備品にあたるものは対象外です。（ただし、傷病によりおおむね6ヶ月以上にわたり寝たきりで、主治医の「おむつ使用証明書」が確定申告に添付してある場合は、認めることができます。）

エ 介護サービス料

介護保険法に規定する指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス、指定介護予防地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業を利用した場合に、事業者に支払う利用料（いわゆる自己負担分）

オ その他

（ア）配偶者その他の親族が入所者の仕送りにより生活している場合（仕送りがなければ生活保護基準を下回るような場合）において必要とされる仕送りの費用。なお、仕送りを受けるものに収入があった場合は、その分については、差し引くものとします。

また、入所者の仕送りにより生計を維持している配偶者等の租税、社会保険料、医療費は、仕送りのための費用とは別に、それぞれ租税、社会保険料、医療費として必要経費として認められます。

※配偶者その他の親族の範囲

原則として配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）又は民法に定める扶養義務者としますが、特別の事情がある場合には、民法第725条に規定する親族までとすることができます。

（イ）災害により資産が被害を受けた場合において、これを補填するために必要とされる費用

(ウ) やむを得ない事情による借金の返済

原則として、入所前の本人に係る借金であって、やむを得ない事情によるものの返済（本人名義の住宅ローンや生活福祉資金等の返済費用等）の場合に限り認められるものです。

なお、入所者の仕送りにより生計を維持している配偶者等が、医療費等、不意に支出せざるを得ない状況において借金をしている場合は、その返済についても同様の取扱いとします。

(エ) 自己の日常の用に供される補装具、身体障害者日常生活用具等の購入費等の支出せざるを得ない費用が入所者にあると施設長が認めるときは、その額を必要経費として認定することができます。

(オ) 離婚に伴う慰謝料

(カ) 配偶者等が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している場合における標準的な生計費（いわゆる個別的日常に相当する額（老齢福祉年金相当額）。）

(4) 必要経費として認められないもの

(ア) 入所者の意志により任意に負担する費用

例えば、交際費、見舞金、法事、墓参りのための費用、墓の建設・管理に必要な費用、寄付金等の費用。

(イ) 軽費老人ホーム入所前の生活費等、入所により支出が不要になる費用

(ウ) 軽費老人ホームの利用料

(エ) 生命保険料。ただし、入所前から継続しているものであって、継続しないことにより解約返戻金等について著しい不利益を受けるものについては、必要経費として認めることができます。

(オ) 住宅維持費（損害保険料を含む）。ただし、入所前に自己の居住の用に供していた住宅で居住する者がなく、また賃貸も困難な場合には、通常必要とされる住宅維持費を必要経費として認めることができます。

(5) 本人徴収額の認定に誤りがあった場合の取扱い

○本人からの申請に誤りがあった場合は、利用者への追加徴収を原則とします。

○また、施設長の認定に誤りがあった場合は次のように取り扱います。

(1) 誤って認定した徴収額よりも正当な徴収額が低い場合

変更すべき月に遡及して徴収額の変更認定を行います。既に納付済の徴収金があるときは、その差額分を返還（還付又は充当）します。

(2) 誤って認定した徴収額よりも正当な徴収額が高い場合

誤認を発見した月の翌月初日をもって徴収額の変更認定を行います。

ただしサービスの提供に要する費用補助金の本人徴収額は、正当な徴収額をもって確定するため、最終的に誤って認定していた期間の差額分については施設の負担となります。

(6) 留意すべき事項

下記事項は、しばしば誤った認定が行われている事項、あるいは施設からの問い合わせが多い事項ですので、留意してください。

○収入は、年金（公的・私的共通）・恩給類については、収入金額全額が対象です。
それ以外の収入（給与収入・不動産収入等）については、課税標準として把握された金額＝必要経費控除後の「所得額」が対象です。

○基礎控除、配偶者控除等の確定申告における控除項目は必要経費として認められません。

確定申告の所得認定と軽費老人ホームの収入認定は類似部分もありますが、別個の制度であり、基準が異なります。

○生命保険料、火災保険料等の任意加入保険の保険料は、必要経費として認められません。

○戦没者遺族に対する遺族年金は収入として認定されますが、戦没者遺族に対する弔慰金、特別弔慰金は収入として認定しません。

○医療費などの証明書類は枚数が多くなることがありますが、必要経費として認定するには証明書類の提出と保存が必須です。レシートや領収書がない場合は、必要経費とできません。（確定申告を行った場合は確定申告の控えで差支えありません。）

○介護サービス利用料の自己負担分については、必要経費の対象となりますが、デイサービス等での食費や日常生活品費等の部分は必要経費として認められません。

主な非課税所得の一覧

項目	あらまし
傷病者や遺族などの 受け取る恩給、年金など (傷病賜金、遺族恩給、遺族年金など)	恩給法によって支給される増加恩給（これに供給される普通恩給を含む。）や傷病賜金、その他公務上又は業務上の負傷又は疾病に起因して受ける休業補償、障害補償等の給付金及び遺族の受ける遺族恩給及び遺族年金などはいずれも傷病者や遺族の生活のよりどころとなるものであることから、課税されない。 また、地方公共団体が心身障害者に関して実施する共済制度に基づいて支給される給付金は、心身障害者を扶養するために支給されるものであることなどの理由から課税されない。
相続又は個人からの 贈与による所得	相続や遺贈又は他人からの贈与により財産を受ける場合には、相続税又は贈与税の課税を受けるため、所得税は課税されない。 但し、法人からの贈与による所得に対しては一時所得として所得税が課税されるため、所得証明書又は課税証明書に記載される。
損害保険金、損害賠償金、慰謝料など	損害保険金、損害賠償金等で次のようなものは課税されない。 ただし、これらの金額の中に、その損害を受けたことにより、その人の所得の金額の計算上必要経費に参入される金額を補填するための金額が含まれている場合には、その金額を控除した後の部分の金額が非課税とされる。 （１）損害保険契約に基づく保険金及び生命保険契約に基づく給付金で身体の障害に起因して支払を受けるもの並びに心身に加えられた損害につき支払を受ける慰謝料その他の損害賠償金 （２）損害保険契約に基づく保険金及び損害保険契約に準ずる共済契約に基づく共済金（満期返戻金や解約返戻金を除く。）で資産に受けた損害に対して支払を受けるもの並びに不法行為その他事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金 （３）心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当な見舞金
健康保険などの保険 給付	健康保険法第６２条（租税その他の公課の禁止） 「保険給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。」

各根拠法令に基づいて給付される具体的な年金等の種類

根拠法令 \ 公課の別	課税	非課税
厚生年金保険法	老齢厚生年金	障害厚生年金、障害手当金、遺族厚生年金 (第41条第2項)
国民年金法	老齢基礎年金 付加年金	障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金 (第25条)
旧国民年金法	老齢年金 通算老齢年金	障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、寡婦年金、老齢福祉年金 (第25条)